

学生の皆さんへ

4月に入学される皆さん及びそのご父母等の皆さんへ

国立大学法人東京海洋大学
理事・副学長（教育・国際担当）

2021年度における授業等の実施方法について

本学における2021年度からの授業については、2020年度後学期同様に、感染症対策を十分に講じながら対面授業で実施することを原則とし、その上でなお感染症拡大防止の観点から、遠隔授業での対応が可能なものや、遠隔授業で高い教育効果を見込めるものについては、遠隔授業で実施することといたします。

これまで本学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、2020年度前期の授業については原則として遠隔授業を実施し、後学期の学部の授業については感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則としつつ、上述したとおり遠隔授業で高い教育効果を見込めるものなどについては遠隔授業で実施してきました。本学の教職員や学生にも新型コロナウイルス感染者が出ているものの、今のところキャンパス内での感染の発生は認められておりません。

1月7日に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されて、飲食を伴う活動や不要不急の活動などに制限がかけられ、この緊急事態宣言は3月7日まで延長され、今また首都圏の1都3県では更に2週間延長されることとなりました。特に遠方の方々にとっては、この状況において対面授業が実施されることについて不安を覚えられることもあるかもしれませんが、一方で、学生の皆さんがキャンパス内で授業を受けて、学生同士や学生と教職員の間で人的な交流が行われることは、学業のみならず豊かな人間性を涵養する上で有意義なことと考えております。この決定に当たっては、萩生田文部科学大臣の記者会見での発言や文部科学省からの3月4日付け通知「[令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）](#)」にもありますとおり、大学等に対して求められている感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けた対応に基づくものとなっています。

繰り返しになりますが、大学としては感染症対策を十分に講じてまいりますので、学生の皆さんにも、学長メッセージにもある「自分は感染しない。相手にも感染させない。」をモットーに、学内においても学外においても、マスク着用や手指の消毒、3密の回避やソーシャルディスタンスの確保の徹底とともに、大人数での集まりや会食等を避ける等の感染防止対策に取り組むなど、最大限の注意を払いながら生活を送るようお願いします。お互いに協力しながら、この困難な状況を乗り越えていきたいと考えております。

なお今後も、新型コロナウイルス感染症並びにその変異株の拡大などの状況の変化に応じて、遠隔授業への切り替えやキャンパスの入構制限などの措置を適切に講じていく所存です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。